

答申第 1162 号

諮問第 1821 号

件名：特定の自動販売機の設置に係る県有財産貸付の一般競争入札の起案票等の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 8 月 26 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 9 月 5 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分の内容及び理由

##### ア 事実経過

###### (ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 6 年 8 月 26 日に愛知県稻沢警察署（以下「稻沢警察署」という。）情報公開窓口を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

この行政文書開示請求書に記載された、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項欄の記載内容は、

文書番号が令和 4 年総施 4634 で件名が自動販売機の設置に係る県有財産貸付の一般競争入札のうち、起案票及び別紙 2 予定価格積算表を作成するための基礎資料として稻沢署が本部施設課へ送付した文書となっていた（以下、この請求内容を「本件開示請求」という。）。

###### (イ) 本件請求対象文書の調査

令和 4 年総施第 4634 号（以下「総施 4634 号」という。）は、愛知県警察本部総務部施設課（以下「施設課」という。）において作成さ

れ、県下の警察施設における自動販売機の設置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項に定める県有財産の貸付けに関して行われる一般競争入札の執行の伺いについて記載された決裁文書である。

また、総施 4634 号のうち別紙 2 には、当該入札の予定価格の積算が記載されていたものである。

この総施 4634 号の別紙 2 を作成するための基礎資料として稻沢警察署が施設課へ送付した文書が、本件請求対象文書である。稻沢警察署及び施設課において本件請求対象文書を探索したところ、稻沢警察署においては「令和 4 年稲会第 602 号土地価格（相続税評価額）の調査」として起案・施設課に伝達された文書が該当したが、同文書は保存期間を満了し、令和 6 年 4 月 30 日に廃棄の意思決定がなされ、廃棄されていることを確認した。

そして、施設課においては、稻沢警察署から確認用として求めた本件請求対象文書を受領したが、愛知県警察行政文書管理規程（平成 16 年愛知県警察本部訓令第 27 号）第 59 条に規定される行政文書分類基準表に分類されない保存期間 1 年未満の行政文書のうち、愛知県警察行政文書管理規程の運用（平成 16 年務警・総務発甲第 140 号）に「行政文書のうち決裁、認証又は供覧の手続を要しないもの」と規定される「共用文書」と分類して保存した後は、事務担当者が内容を確認し不要となったことから、廃棄したものである。

よって、いずれの所属においても廃棄済みであることが確認された。

#### イ 行政文書不開示決定

上記ア (1) のとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分序は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、県有財産の貸付に係る業務について独自の見解を述べ、本件請求対象文書が存在する旨主張し、開示を求めている。

しかしながら、上述したとおり、本件請求対象文書は廃棄済みであることから、審査請求人の主張は理由がなく失当である。

#### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、総施 4634 号の別紙 2 を作成するための基礎資料と

して稻沢警察署が施設課へ送付した文書である。

総施 4634 号は県内の警察施設における自動販売機の設置について、県有財産貸し付けに関する一般競争入札の執行伺いについて記載された決裁文書であり、別紙 2 には当該入札予定価格の積算が記載されている。

(2) 本件請求対象文書の存否について

当審査会において処分庁に確認したところ、本件請求対象文書として別紙 2 の予定価格積算表のうち、級地を求めるための基礎資料として稻沢警察署が起案し施設課に送付した「令和 4 年稻会第 602 号土地価格（相続税評価額）の調査」という文書が該当したが、同文書の保存期間は 1 年であり、令和 6 年 3 月 31 日で保存期間が満了し、同年 4 月 30 日に廃棄されていることを確認したことである。また、稻沢警察署から施設課に送付された本件請求対象文書は、施設課においては、確認用のため保存期間が 1 年未満の「共用文書」として分類されており、事務作業上不要となった後、上司の了解を得て廃棄されていることから、いずれの所属においても請求日時点においては廃棄済みであるとのことである。

当審査会において検討したところ、本件請求対象文書については廃棄しており、現在管理していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書番号が令和 4 年総施 4634 で件名が自動販売機の設置に係る県有財産貸付の一般競争入札のうち、起案票及び別紙 2 予定価格積算表を作成するための基礎資料として稻沢署が本部施設課へ送付した文書

(審査会の処理経過)

年　月　日	内　容
7．1．21	諮詢（弁明書の写しを添付）
7．9．9 (第713回審査会)	処分庁職員より不開示理由等を聴取
同　　日	審議
7．10．24 (第715回審査会)	審議
7．11．26	答申